熊本県入札監視委員会設置要綱

(平成14年2月15日熊本県告示第123号) (平成19年6月29日告示第589号の2一部改正) (令和6年3月22日告示第363号一部改正)

(目的)

第1条 県が発注する工事に関し、入札及び契約事務の適正な執行を図るため、熊本県入札監視委員会 (以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - 一 県が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
 - 二 県が発注した工事のうち委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等について審議を行い、意見の具申を行 うこと。
 - 三 指名競争入札及び随意契約において、指名されなかった者に対する選定部局の長の理由説明に不服がある場合の二次苦情の申立てについて審議を行うこと。
 - 四 県が実施した入札に関して寄せられた談合情報の内容や県の対応状況について報告を受けて、審議を行い、意見の具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

- 第3条 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持で きる者のうちから知事が委嘱する。
- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会は、「定例会議」と「随時会議」で構成する。
- 4 第2条の事務に係る「定例会議」は、原則として6か月に1回開催する。
- 5 委員長は、必要に応じ「随時会議」を開催する。
- 6 前2項に規定する会議の議事の概要を公表する。

(抽出の委任)

- 第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「当番委員」 という。)に委任することができる。
- 2 当番委員は、定例会議において、自ら行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出の方法)

第7条 抽出は、別に定める入札契約方式別発注工事一覧表の中から入札契約方式別に、無作為の方法 によって行う。

(意見の具申)

- 第8条 委員会は、第2条第1号、第2号又は第4号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事 に係る理由、経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、知事に対 して意見の具申を行うことができる。
- 2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合には、公表を行うものとする。

(二次苦情処理)

- 第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、二次苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を 除き、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を選定部局の長に報告するとともに、公表を行う。
- 3 前項の報告は、二次苦情申立があった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号、第3号又は第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の 利害に関係のある審議に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第11条 委員は、第2条の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を 退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、土木部監理課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。